

### 事例3 脳・心臓疾患事案（建設現場施工管理者）

#### ○ 労働時間認定のポイント（労働時間管理不適正・所定終業時刻後の労働・事業場作成労働時間集計表の活用）

- ・ 事業場では、自己申告（残業申請書）により労働時間を把握していたが、事業場内で被災労働者の労働実態を調査した結果、自己申告による労働時間把握が適正に機能していなかったと判断された。

事業場は、社内で関係資料の精査、同僚労働者からの聞き取り等の実態調査を行い、労働時間集計表（以下「事業場作成集計表」という。）を作成した。

事業場作成集計表の妥当性を評価するため、実地調査を行い、事業場作成集計表の作成者と面接し、事業場作成集計表の作成方法、作成根拠を確認し、追加の資料を収集した。その後、被災労働者の同僚等事業場関係者に聴取し、被災労働者の労働実態、収集した各資料の事業場内の位置づけ、事業場作成集計表の妥当性等を確認した。

本事例では、調査の結果、事業場作成集計表は、事業場関係者から各資料の内容や被災労働者の労働実態を踏まえて作成されたことが確認されたことから、事業場作成集計表は概ね妥当であると評価した。

事業場作成集計表の労働時間数に基づきつつ、各資料の記録と整合しない部分を個別に分析・評価し、被災労働者の労働時間を推計した。

## 様式1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の  
業務起因性の判断のための調査復命書

整理番号

〇〇局		〇〇署								復命年月日 令和2年3月30日		
署長		副署長		課長		給調官		係長		係		
署長判決・指示事項						調査官	厚生労働事務官 〇〇〇〇					
1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。						調査期間	自 令和元年10月8日 至 令和2年3月30日					
						受付年月日	令和元年10月8日					
						請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他（ ）					
事業場	名称	均等冷熱株式会社 〇〇営業所					代表者名	代表取締役 志村 光				
	所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市					Tel	9999 (99) 9999				
	労働保険番号	99-9-99-999999-999										
	業種	建設業				労働者数	55名					
被災労働者	ふりがな氏名	もがみ たかみつ 最上 孝光 (男・女)				生年月日	昭和39年1月9日 (55歳)					
	住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市					Tel	9999 (99) 8888				
	職種	〔常用・日雇〕				職名	施工管理					
	雇入年月日	平成8年4月1日										
請求人	ふりがな	もがみ よしこ 最上 義子 (続柄 母)										
病状	請求時の疾患名	くも膜下出血										
	発症時期	平成31年2月28日 午前・午後 10時30分(頃) (発症時年齢 55歳)										
	現在の状況	生存・死亡 (死亡年月日 平成31年2月28日 死亡時年齢 55歳)										
請求人の申述	平成31年2月28日の仕事に倒れたこと、亡くなった後に長時間残業していたことがわかったことから労災請求を行った。											
事案の概要	被災労働者は、均等冷熱株式会社で現場の施工管理者として勤務していた。平成31年2月28日、業務中に倒れ、県立衛生病院に救急搬送したが、死亡が確認された。死亡診断書には、「くも膜下出血」と記載されている。											

## 1 総合判断

総合判断	〔調査官の意見〕  本件は、〔 <u>業務上</u> ・ 業務外 〕 と考える。
	（理由）  1 本件の疾患名は、主治医の意見のとおり「くも膜下出血」と判断され、認定基準の第2の1（2）の「くも膜下出血」と認められる。  発症日については、症状が出現した平成31年2月28日と判断できる。  2 下記2（3）のとおり、「長期間の過重業務」について、発症前1か月の時間外労働時間数は117時間10分であることから、被災労働者は著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したものと認められる。  4 以上より、本件は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。

## 2 過重負荷に関する事項及び過重性の評価

### (1) 異常な出来事

		資料No.	頁
異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 午前・午後 時 分 (頃)		
発生場所			
異常な出来事の内容  〔出来事の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等を記載すること。〕	発症直前から前日までの間に、異常な出来事への遭遇はない。		
現認者氏名	(職名： )		
過重性の評価	異常な出来事は認められない。		

(2) 短期間の過重業務（発症前おおむね1週間）

						資料No.	頁
労働時間			拘束時間	時間外労働時間数	休日等	○	○
	発症日	2/28	3時間00分	0時間00分	発症日		
	発症日の前日	2/27	14時間30分	5時間30分			
	発症日の2日前	2/26	10時間30分	1時間30分			
	発症日の3日前	2/25	10時間30分	1時間30分			
	発症日の4日前	2/24	5時間00分	0時間00分			
	発症日の5日前	2/23	0時間00分	0時間00分	休日		
	発症日の6日前	2/22	16時間30分	6時間40分			
	発症日の7日前	2/21	9時間00分	0時間00分			
	(発症日の8日前)	2/20	00時間00分	0時間00分	休日		
	(発症日の9日前)	2/19	15時間00分	6時間00分			
	(発症日の10日前)	2/18	13時間00分	4時間00分			
労働時間以外の 負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交代勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )					○	○
	負荷要因の 状況	負荷要因は認められない。					
過重性の 評価	労働時間	発症前1週間の総労働時間数は、合計で59時間10分であり、休日は1日取得している。					
	労働時間以外の負荷要因	労働時間以外の負荷要因は認められない。					
	総合評価	総合的に評価すると、特に過重な業務に従事したとまでは認められない。					

(3) 長期間の過重業務（発症前おおむね6か月）

						資料 No.	頁
労働時間		拘束時間	時間外労働時間数	発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間(①)		○	○
	発症前1か月	312時間00分	117時間10分				
	発症前2か月	246時間00分	61時間00分	2か月平均	89時間05分		
	発症前3か月	277時間00分	74時間00分	3か月平均	84時間03分		
	発症前4か月	169時間30分	10時間30分	4か月平均	65時間40分		
	発症前5か月	216時間30分	25時間30分	5か月平均	57時間38分		
	発症前6か月	217時間00分	18時間30分	6か月平均	51時間06分		
	総合評価の期間	発症前1か月		①のうち時間外労働時間数が最大となる期間又は発症前1か月において月100時間か、2か月ないし6か月平均月80時間を超える最小期間を記載すること。			
総合評価期間における労働時間以外の負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること) <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交代勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )					○	○
負荷要因の状況	発症前1か月の拘束時間が300時間を超えているが、拘束時間と総労働時間の差は26時間50分であることから、拘束時間が長いのは労働時間が長いためである。						
発症前6か月より以前	特に認められない。 (発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合に、労働時間を含む負荷要因について記載すること。						
過重性の評価	労働時間	発症前1か月の時間外労働時間数は117時間10分であった。					
	労働時間以外の負荷要因	労働時間以外の負荷要因は認められない。					
	総合評価	労働時間について、発症前1か月に117時間10分の時間外労働が認められ、業務と発症との関連性は強いと評価できる。 以上のことを総合的に判断すると、請求人は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。					

### 3 就業条件等一般的事項

				資料No.	頁
職 歴  〔主要なものを記載すること。〕	事業場名	期 間	職 種	○	○
	均等冷熱 (株)	H 8 年 4 月～H31 年 2 月	施工管理		
	(株) 芦名建設	S 62 年 4 月～H 7 年 3 月	施工管理		
		年 月～ 年 月			
		年 月～ 年 月			
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等  〔被災労働者について記載すること。〕	所定労働時間 (1日) 8時00分、(1週間) 40時00分 〔 所定始業時刻：9時00分、所定終業時刻：18時00分 所定休憩時刻：12時00分～13時00分 (休憩時間：60分) 〕			○	○
	所定休日 〔週休1日制・隔週週休2日制・ <input checked="" type="checkbox"/> 完全週休2日制〕 (その他)			○	○
	労働時間制度〔1か月単位変形労働時間制・1年単位変形労働時間制・フレックスタイム制・裁量労働制〕 (その他) 通常の労働時間制度の適用である。			○	○
	勤務形態 <input checked="" type="checkbox"/> 日勤勤務・2直2交替制(日勤・夜勤)・3直3交替制 (その他)			○	○
	出退勤の管理状況 〔 <input type="checkbox"/> タイムカード <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> 管理者による確認 <input checked="" type="checkbox"/> 本人の申告 〕 (その他)			○	○
	就業規則の有無〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	賃金規程の有無〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	その他特記事項 なし				



5 被災労働者の身体の状況等に関する事項

				資料No.	頁	
健康診断結果	定期健康診断等の実施 [ <input checked="" type="checkbox"/> ・無 ]			○	○	
	実施時期	異常所見	内 容			
	H30年10月	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	糖尿病、高脂血症 要治療			
	H29年10月	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	肥満度：経過観察 糖代謝：精密検査 検尿：精密検査			
	H28年10月	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	肥満度：経過観察 血中脂質：再検査 糖代謝：精密検査 検尿：精密検査			
身長：168.5 cm 体重：75.5 kg						
労働安全衛生法第66条の8の面接指導の実施状況	面接指導の実施 [ 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> ]					
	実施時期	内 容				
	年 月					
	年 月					
既往歴  <small>(脳・心臓疾患と関連の深い疾患名について記載すること。)</small>	既往歴 [ 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> ]					
	疾患名	発症時期	治療期間	医療機関名		
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
家族の脳・心臓疾患の既往歴	氏 名	続柄	疾 患 名	発症時年齢		
嗜好等	喫煙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ・無 ] 1日当たりの本数 ( 20本) 喫煙歴 ( 35年)			○	○	
	特記事項 ( )					
	飲酒 [ 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> ]					
1回当たりの飲酒量 ( ) 程度 ( 毎日 ・ 週 回 )			○	○		
特記事項 ( )						
食事の好み等			○	○		
( 濃い味付けを好む。 )						



6 主治医・産業医・専門医の意見

		資料 No.	頁
主治医の意見書 〔有・無〕	<p>(概要) 令和元年 11 月 24 日付け県立衛生病院 伊達宗政 医師</p> <p>1  工作中に倒れこみ、動けなくなったため、救急要請</p> <p>2  2019 年 2 月 28 日搬送。来院時には、気分不良、手足の痺れを訴える。会話可能。</p> <p>3  頭部に外傷なし</p> <p>4  くも膜下出血 CT でくも膜下腔に高吸収域あり、右前頭葉内側、左帯状溝傍に血腫</p> <p>5  アドナ 100mg、トランサミン 1000mg、ニカルジピン原液で降圧。ヒシセオール投与、挿管時にミダゾラム 1mg/cc、製剤 2cc 使用。けいれん時、セルシン 1A 投与</p> <p>6  基礎疾患不明</p> <p>7  頭部の訴え出現した後、意識レベル JCS III-100 まで低下。緊急で CT 撮影、上記診断。降圧開始。アドナ、トランサミン投与、呼吸微弱であり、ミダゾラムで鎮静し、挿管。経過中、けいれんあり。セルシン 1A 使用。意識レベル改善せず。徐々に自発呼吸が減弱し、呼吸停止に至った。</p> <p>診療記録等の収集 〔有・無〕</p>	○	○
産業医の意見書 〔有・無〕	(概要)		
請求人が提出した医師の意見書 〔有・無〕	(概要)		
専門医(局医等)の意見書 〔有・無〕			

労働時間を認定した根拠

	資料 No.	頁
<p>(労働時間の把握方法)</p> <p> <input type="checkbox"/>タイムカード      <input checked="" type="checkbox"/>出勤簿・業務日報等      <input type="checkbox"/>施錠記録・警備記録等  <input checked="" type="checkbox"/>本人の申告      <input type="checkbox"/>管理者による確認      <input checked="" type="checkbox"/>上司・同僚からの聴取  <input checked="" type="checkbox"/>その他（(仮称)〇〇町再開発計画新築工事通門管理、PCログ、資材発注システムのログ、事業場作成労働時間集計表）         </p>		
<p>(労働時間の推計方法)</p> <p>「労働時間推計報告書」に基づき労働時間集計表を作成した。</p>		

労働時間集計表 ( 1月29日 ~ 2月27日 )

(発症前(1)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
2 / 27 (水)	7:30 ~ 22:00	14:30	13:30	①  59:10	⑥ = ① - 40  19:10
2 / 26 (火)	7:30 ~ 18:00	10:30	9:30		
2 / 25 (月)	7:30 ~ 18:00	10:30	9:30		
2 / 24 (日)	10:00 ~ 15:00	5:00	4:00		
2 / 23 (土)	休日				
2 / 22 (金)	7:00 ~ 23:30	16:30	14:40		
2 / 21 (木)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 20 (水)	休日			②  70:00	⑦ = ② - 40  30:00
2 / 19 (火)	7:00 ~ 22:00	15:00	14:00		
2 / 18 (月)	7:30 ~ 20:30	13:00	12:00		
2 / 17 (日)	16:30 ~ 22:00	5:30	5:30		
2 / 16 (土)	10:30 ~ 22:00	11:30	10:30		
2 / 15 (金)	7:30 ~ 22:30	15:00	14:00		
2 / 14 (木)	7:30 ~ 22:30	15:00	14:00		
2 / 13 (水)	9:00 ~ 24:00	15:00	13:00	③  73:30	⑧ = ③ - 40  33:30
2 / 12 (火)	7:30 ~ 22:00	14:30	13:30		
2 / 11 (月)	7:30 ~ 24:30	17:00	16:00		
2 / 10 (日)	休日				
2 / 9 (土)	6:00 ~ 17:00	11:00	10:00		
2 / 8 (金)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 7 (木)	9:00 ~ 23:00	14:00	13:00		
2 / 6 (水)	9:00 ~ 23:30	14:30	13:30	④  67:00	⑨ = ④ - 40  27:00
2 / 5 (火)	9:00 ~ 22:00	13:00	12:00		
2 / 4 (月)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
2 / 3 (日)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
2 / 2 (土)	休日				
2 / 1 (金)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
1 / 31 (木)	9:00 ~ 21:30	12:30	11:30		
1 / 30 (水)	9:00 ~ 19:00	10:00	9:00	⑤ 15:30	⑩ = ⑤ - 8 ) 7:30
1 / 29 (火)	9:00 ~ 16:30	7:30	6:30		
合 計		312:00		①~⑤ 285:10	⑥~⑩ 117:10

(発症前2か月目以前は省略)

# 労働時間推計報告書

令和2年2月13日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署

〇〇 〇〇

均等冷熱株式会社に所属していた労働者最上孝光に係る遺族補償給付について、調査した結果を下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1 調査目的

労働者最上孝光（以下、「被災労働者」という。）の労働時間を推計するため。

### 2 調査方法

上司、同僚等事業場関係者に被災労働者の労働実態や収集した資料の内容を確認し、事業場が作成した労働時間集計表（以下「事業場作成集計表」という。）の妥当性を評価し、被災労働者の労働時間を推計した。

### 3 調査結果

#### (1) 収集した資料の位置づけについて

収集した各資料（出勤簿、残業申請書、業務日報、PCログ記録、資材発注システムログ記録、現場入場記録）の位置づけを確認し、被災労働者の労働時間を推計するため、事業場関係者から確認を行った。

調査の結果、各資料の事業場内での位置付けが以下の通りであったことを確認した。

#### ア 出勤簿

勤怠管理として出勤簿に押印していた。

印の欄には、出勤した日には押印し、出勤しなかった場合等は代休の取得や有給休暇の取得が記録されている。

押印は出勤管理のために行われていたものであり、出勤簿に押印がある日は労働日と評価する。

被災労働者は現場の施工管理の担当であったため、現場へ直行直帰することが認められていた。実際に、平成31年2月22日以降、被災労働者は出勤簿に押印しておらず、直行等により後日まとめて出勤簿に押印していた場合もあったと推定する。

なお、平成31年2月22日以降は、他の資料により労働していたと推定

される場合は、労働日と評価する。

#### イ 残業申請書

時間外労働、休日労働を行う場合、事前ないし事後に残業申請書を上司に提出することとしていた。被災労働者は、時間外労働、休日出勤を行う際に、残業申請書を提出していたことが確認されている。

しかし、残業申請書と業務日報、資材発注システムログ記録、PCログ、現場入場記録と突合すると、残業申請書が提出されていないのに、勤務しているように見受けられる記録が散見される状況であった。また、残業申請書により残業をしていた記録になっている時刻に業務日報、資材発注システムログ記録、PCログ、現場入場記録から被災労働者の残業申請書どおりの労働実態が確認されない日も確認された。

この点、事業場関係者に確認したところ、実際には、事業場内では、事前、事後に「残業申請書」を提出することが徹底されているとは言い難い実態だったことが確認された。

以上により、残業申請書による労働時間管理は適正に行われていたとは判断しがたい実態であったことから、残業申請書を被災労働者の労働時間の推定の基礎とすることは妥当ではないと判断した。

#### ウ 業務日報

業務日報は、訪問時間、訪問先面接者、業務内容を記載するようになっており、具体的に日ごとに何時から何時まで、どこで、どのような仕事を行ったのかを記載しているものであった。

事業場関係者に確認したところ、業務日報についてはしっかりと記載していたとのことであった。また、事業場関係者は、被災労働者の業務日報をみると、訪問時間、訪問先、業務内容を細かく記載している印象で、(仮称)〇〇町再開発新築工事現場以外にも当時担当していた現場に関する業務内容が記載されていると申述している。

以上により、業務日報の記録は被災者の労働実態に近い記録であると判断した。

#### エ PCログ記録、資材発注システムログ記録、現場入場記録

これらの記録は被災労働者がパソコンや社内システムにログインしていた時刻や現場に滞在していた時刻が客観的に記録されているものであるから、パソコンや社内システムにログインしている間、現場に入場している間は被災労働者が労働していた時間に近いと判断した。

#### オ 中抜け等について

事業場関係者に確認したところ、担当する現場の状況により、所定始業時刻より遅く勤務を開始したり、所定終業時刻より早く勤務を終了したり、勤務途中に中抜けしたりすることも認められていた。

### (2) 当署における労働時間の推計について

収集した各資料の位置づけや被災労働者の労働実態について事業場関係者に確認したところ、事業場作成集計表の作成方法について実地調査により確認した内容と概ね同様であると判断した。

事業場作成集計表においては、業務日報を基礎としつつも、PCログ記録、資材発注システムログ記録、現場入場記録の客観的な記録が業務日報の記録と乖離が生じる場合には、PCログ記録、資材発注システムログ記録、現場入

場記録の客観的な時刻を基に労働実態が推計されている。

また、事業場作成集計表では、平成31年2月22日以降、出勤簿に押印がない日であって、他の資料から労働していたことが推定される日は労働日と推定している。始業時刻、終業時刻の客観的な記録が確認できない日は、所定の始業時刻、終業時刻を起点に労働時間を推計している。

なお、事業場作成集計表においては、業務日報を基礎としつつ、PCログ記録、資材発注システムログ記録、現場入場記録について、業務日報記載の時刻と近い場合でもそれらが一致していないことも多いこと、現場入場記録等は労働時間に近い記録ではあるものの直ちに労働時間と一致するとも言いきれないことから、ある程度概括的に労働時間を推計している。具体的には、労働日ごとに労働時間を30分単位で推計し、業務日報や現場入場記録等に記録された時刻について、15分以上は切り上げ、15分未満は切り捨てとしているものである。労働時間を把握した残業申請書による労働時間管理が妥当ではない中で、このような事業場作成集計表における労働時間の推計の方法は、労働時間認定の中立性を損なうものではないと判断し、その点も含め、原則として事業場作成集計表を基礎に被災労働者の労働時間を推計することは妥当であると判断した。

### (3) 個別の推計について

上記3(2)のとおり事業場作成集計表は概ね妥当であると判断するが、以下の日については、事業場作成集計表の労働時間に誤りがあると考えられることから、各資料を基に労働時間を訂正し、被災労働者の労働時間を推計することとする。

なお、個別の推計においても、事業場作成集計表の労働時間の推計方法に従い、労働日ごとに労働時間を30分単位で推計した。

#### ア 平成31年1月25日

事業場作成集計表では、11時が始業時刻であるが、現場入場が9:13であることから、始業時刻を9時と推計した。

#### イ 平成31年1月31日

事業場作成集計表では、21時が終業時刻であるが、業務日報の終業時刻が21:30であるため、終業時刻を21時30分と推計した。

#### ウ 平成31年2月7日

事業場作成集計表では、11時が始業時刻であるが、PCログインが8:46であるため、始業時刻を9時と推計した。

#### エ 平成31年2月19日

事業場作成集計表では、7時30分が始業時刻であるが、現場入場が7:01であるため、始業時刻を7時と推計した。

### (4) 結論

以上のことから、「労働時間推計表」を作成した。労働時間推計表の「推計した労働時間」が、被災労働者の労働時間と推計する。なお、上記3(3)により修正した部分は、斜体、太字で記載した。

当該「労働時間推計表」を基に本件における「労働時間集計表」を作成した。

労働時間推計表

日付曜日	請求人主張		推計した労働時間		事業場作成労働時間集計表		所定労働時間		休憩	中抜け休憩	残業申請書		業務日報		資材発注システム		PCログ		現場入場記録		摘要	
	始業	終業	始業	終業	始業	終業	始業	終業			始業	終業	始業	終業	始業	終業	始業	終業	始業	終業		入場
1月1日 火																						
1月2日 水																						
1月3日 木																						
1月4日 金	6:00	22:00	7:00	22:00	1:00	7:00	22:00	○	9:00	18:00	1:00	6:00	9:00	7:00	22:00		21:19	21:38	7:11	21:56	日報採用	
1月5日 土	7:00	24:00	7:00	7:00	1:00	7:00	22:00	○				18:00	24:00	7:00	22:00			7:10	22:05	日報採用		
1月6日 日	6:00	18:00	7:30	18:00	1:00	7:30	18:00	○				6:00	18:00	7:00	18:00			7:26	17:49	日報では7:00から現場と記載も、現場入場7:26であるため、始業7:30を採用		
1月7日 月	9:00	22:30	9:30	22:30	1:00	9:30	22:30	○	9:00	18:00	1:00			9:20	22:30	9:32	19:27	9:24	19:51	日報採用		
1月8日 火	7:30	22:00	7:30	22:00	1:00	7:30	22:00	○	9:00	18:00	1:00	18:00	22:00	7:30	22:00			7:19		日報採用		
1月9日 水	9:00	18:40	9:00	18:30	1:00	9:00	18:30	○	9:00	18:00	1:00			9:00	18:40					日報採用		
1月10日 木	9:00	18:00	11:00	18:00	1:00	11:00	18:00	○	9:00	18:00	1:00			11:10	18:00			11:01	12:09	日報採用		
1月11日 金	7:20	24:00	7:30	23:30	1:00	7:30	23:30	○	9:00	18:00	1:00	18:00	24:00	7:20	23:40			23:35	7:13	日報採用		
1月12日 土	9:00	17:30	9:00	17:30	1:00	9:00	17:30	○				9:00	16:00	9:00	17:30			15:35	15:57	日報採用		
1月13日 日																						
1月14日 月	9:00	20:10	9:00	20:00	1:00	9:00	20:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	20:10	15:54	15:56	8:58	18:22	20:13	日報採用	
1月15日 火	9:00	18:40	10:30	18:30	1:00	10:30	18:30	○	9:00	18:00	1:00			10:40	18:40			11:15	18:35	日報採用		
1月16日 水	9:00	21:00	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	21:00	13:11	15:30	10:38	11:56	日報採用		
1月17日 木	9:00	20:50	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	18:00	1:00			11:00	20:50	9:08	10:15			日報では11:00から現場と記載も、発注システムが9:08開始のため、始業9:00からを採用		
1月18日 金	9:00	21:00	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	21:00	9:49	11:13	14:16		日報採用		
1月19日 土	9:00	18:00	9:00	16:00	1:00	9:00	16:00	○				9:00	18:00	9:00	16:05					日報採用		
1月20日 日																						
1月21日 月																						
1月22日 火	9:00	18:00	9:00	18:00	1:00	9:00	18:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	17:20			13:37	17:52	日報では17:20まで現場と記載も、現場退場が17:52であり、所定終業18:00までを採用		
1月23日 水	9:00	20:00	9:00	20:00	1:00	9:00	20:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	20:00	13:32	13:50			日報採用		
1月24日 木	9:00	25:10	11:00	25:00	1:00	11:00	25:00	○	9:00	18:00	1:00			11:00	25:10			10:57	12:36	日報採用		
1月25日 金	9:00	24:35	9:00	24:30	1:00	11:00	24:30	○	9:00	18:00	1:00	18:00	25:00	11:00	24:35			9:13	14:00	日報上11:00から現場と記載も、現場入場が9:13であり、始業9:00を採用		
1月26日 土	9:00	25:00	9:00	24:30	5:00	9:00	24:30	○				14:00	18:00	9:00	24:35			12:57	13:52	日報、中抜け休憩採用		
1月27日 日																						
1月28日 月	9:00	19:00	9:00	19:00	1:00	9:00	19:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	19:00	13:17	15:39			日報採用		
1月29日 火	9:00	18:00	9:00	16:30	1:00	9:00	16:30	○	9:00	18:00	1:00			9:00	16:30	11:50	12:02	13:52	16:19	日報採用		
1月30日 水	9:00	19:00	9:00	19:00	1:00	9:00	19:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	19:00	10:32	19:05			日報採用		
1月31日 木	9:00	21:00	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	18:00	1:00			9:00	21:00	8:55	18:10	21:25		日報上21:00まで事務所と記載も、PCが21:25終了のため、終業21:30を採用		

「請求人主張」は、請求人が主張する被災労働者の労働時間である。所定労働時間、残業申請書、業務日報から、始業時刻は最も早い時刻、終業は最も遅い時刻で記載している。

「事業場作成労働時間集計表」は、事業場が作成した労働時間集計表で評価されている労働時間である。

「中抜け休憩」は、夜からの現場に対応する等のため、仕事を中抜けし休憩と評価した時間である。

「現場入場記録」は、(仮称)〇〇町再開発計画新築工事の入退場記録である。1日に何回か出入りしても、それぞれ1回分の記録しか残らない。

資材発注システム、PCログ、現場入場記録とも開始、終了等の記録が片方しかない日が認められる

(平成30年12月以前は省略)

日付	請求入主張		推計した労働時間				事業場作成労働時間				所定労働時間		中抜け休憩		残業申請書		業務日報		異発注システム		PCログ		現場入場記録		概要		
	始業	終業	始業	終業	休憩	出勤簿	始業	終業	休憩	始業	終業	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了	入場		退場	
2月1日 金	9:00	18:00	9:00	18:00	1:00	9:00	18:00	○	9:00	18:00	1:00					9:00	18:00	8:54	17:25	8:53	17:38					日報採用	
2月2日 土																											
2月3日 日	9:00	21:00	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	21:00	1:00					9:00	21:00	9:49	20:38	8:45	21:04					日報採用	
2月4日 月	9:00	21:00	9:00	21:00	1:00	9:00	21:00	○	9:00	21:00	1:00					9:00	21:00	9:48								日報採用	
2月5日 火	9:00	22:00	9:00	22:00	1:00	9:00	22:00	○	9:00	18:00	1:00					9:00	22:00			10:40		14:11	17:30			日報採用	
2月6日 水	9:00	23:20	9:00	23:30	1:00	9:00	23:30	○	9:00	18:00	1:00					9:00	23:20	11:39	22:55		23:15	16:45	17:21			日報採用	
2月7日 木	9:00	23:00	9:00	23:00	1:00	11:00	23:00	○	9:00	18:00	1:00					11:00	23:00	13:26	15:05	8:46	22:57					日報では11:00から現場と記載も、PCログインが8:46であり、所定始業9:00を採用	
2月8日 金	9:00	18:00	9:00	18:00	1:00	9:00	18:00	○	9:00	18:00	1:00					9:00	18:00	10:17	14:46	8:47		11:05	11:49			日報採用	
2月9日 土	6:00	17:00	6:00	17:00	1:00	6:00	17:00	○								6:00	17:00	7:34	9:19		17:00					日報採用	
2月10日 日																											
2月11日 月	7:30	24:15	7:30	24:30	1:00	7:30	24:30	○	9:00	18:00	1:00					18:00	24:00					7:38	21:34			日報採用	
2月12日 火	7:30	22:00	7:30	22:00	1:00	7:30	22:00	○	9:00	18:00	1:00					18:00	22:00				17:57	11:01	22:02			日報採用	
2月13日 水	9:00	25:00	9:00	24:00	2:00	9:00	24:00	○	9:00	18:00	1:00	17:30	18:30			18:00	25:00				9:03	17:15	11:01	24:11		日報、中抜け休憩採用	
2月14日 木	7:30	23:00	7:30	22:30	1:00	7:30	22:30	○	9:00	18:00	1:00					7:30	23:00	7:30	14:28	16:16	16:48	7:36	12:41			日報採用	
2月15日 金	7:30	24:00	7:30	22:30	1:00	7:30	22:30	○	9:00	18:00	1:00					7:30	24:00					7:29	16:34			日報採用	
2月16日 土	10:20	22:00	10:30	22:00	1:00	10:30	22:00	○								10:20	22:00			14:43						日報採用	
2月17日 日	16:30	22:30	16:30	22:00	0:00	16:30	22:00	○								16:30	22:30				22:08					日報採用	
2月18日 月	7:30	21:00	7:30	20:30	1:00	7:30	20:30	○	9:00	18:00	1:00					7:30	21:00					7:40				日報採用	
2月19日 火	7:30	22:10	7:30	22:00	1:00	7:30	22:00	○	9:00	18:00	1:00					7:30	9:00	7:30	22:10	10:37		7:01				日報では、7:30から始業であるが、現場入場が7:01であり、始業7:00を採用	
2月20日 水									9:00	18:00	1:00																
2月21日 木	9:00	18:00	9:00	18:00	1:00	9:00	18:00	○	9:00	18:00	1:00						9:00	16:30		17:51	10:25	12:20				日報16:30現場にて終了であるが、PCログオフ17:51であり、終業18:00までを採用	
2月22日 金	7:00	23:20	7:00	23:30	1:50	7:00	23:30		9:00	18:00	1:00	19:10	20:00			7:00	22:00					20:03	23:17			日報、中抜け休憩採用	
2月23日 土																											
2月24日 日	10:00	18:00	10:00	15:00	1:00	10:00	15:00									10:00	15:00			9:54	14:50					日報採用	
2月25日 月	9:00	18:00	7:30	18:00	1:00	7:30	18:00		9:00	18:00	1:00									13:10		7:40					日報がなく、現場入場が7:40からであることから、始業7:30から、所定終業18:00までを採用
2月26日 火	9:00	18:00	7:30	18:00	1:00	7:30	18:00		9:00	18:00	1:00									20:35	25:21	7:25					日報がなく、現場入場が7:25からであることから、始業7:30から、所定終業18:00までを採用
2月27日 水	9:00	18:00	7:30	22:00	1:00	7:30	22:00		9:00	18:00	1:00										25:55	7:31	22:01				日報がなく、現場入場が7:31からであることから、始業7:30から、終業は現場退場22:01より22:00までを採用
2月28日 木			7:30						9:00	18:00												7:21					日報はなく、現場入場が7:21より、始業7:30からを採用



# 実地調査復命書

令和2年1月11日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署

〇〇〇〇

均等冷熱株式会社に所属していた労働者最上孝光に係る遺族補償給付について、調査した結果を下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1 調査日時

令和2年1月9日

### 2 調査目的

労働者最上孝光（以下「被災労働者」という。）の労働時間に関し、当署に提出された均等冷熱株式会社が作成した「労働時間集計表」（以下「事業場作成集計表」という。）の作成方法について調査したもの。

### 3 調査方法

均等冷熱株式会社にて、関係者からの面談、資料収集等により調査を行った。

### 4 面接者

総務部副部長	清水 元親
東日本事業部長	中野 定時
〇〇営業所営業課長	氏家 武守

### 5 調査結果

会社担当者と面接した経過は以下のとおりである。

#### (1) 事業場作成集計表の作成者について

事業場作成集計表は、総務部副部長、東日本事業部長、〇〇営業所営業課長の3名が被災労働者の残業申請書、業務日報、資材発注システムログ、PCログ、被災労働者が担当していた複合施設の現場の出入り記録等の客観記録の内容及び同僚労働者からの聞き取り等を踏まえ、被災労働者の行動を推定し、1日ごとに労働時間を評価・作成したものである。

#### (2) 入手資料について

以下の資料を追加で入手した。

ア 資材発注システムログ記録

イ (仮称)〇〇町再開発計画新築工事通門管理記録(以下「現場入場記録」とする。)

(3) 各資料の内容について

面接者から確認した内容は以下のとおり。

ア 残業申請書について

残業申請は残業を行う予定を事前に営業課長に申請するものであったが、実態として事後に提出したものもあると思われる。

事前の見込みと実際の時間外労働時間数が異なれば、事後的に再度残業申請を行い、事前の申請を上書きして修正することになっていた。

イ PCログについて

被災労働者の机に設置していたデスクトップパソコンのログイン、ログオフの履歴である。

被災労働者の仕事はパソコンを用いる事務仕事が多くなかった印象であるが、(仮称)〇〇町再開発計画新築工事の現場のようにゼネコンが管理する現場を担当するようになると、ゼネコンに提出する書類が多くなり、パソコンを使用する事務仕事が多くなる。

PCは自動でログオフすることはない。PCで具体的にどのような操作を行っていたのかは判明しなかった。

ウ 資材発注システムログについて

PCの中にある社内発注システムへのログイン、ログオフ記録である。個人ごとにID、パスワードが設定されていた。

工場に空調機器や資材等を手配する際に使用する社内システムであり、一般的には工作中常時ログインしているものではない。

エ 業務日報について

被災労働者自身が記載していた。

業務日報には、「何時から何時まで〇〇の現場」等と具体的な業務内容が記載されていた。人によって記載内容の濃淡があるが、被災労働者についてはその日に行ったことを細かく記載していた印象である。記載された仕事内容を見て営業課長が具体的に業務指導をすることもあった。

オ 現場入場記録について

被災労働者が担当していた(仮称)〇〇町再開発計画新築工事の元請事業者より提供を受けた資料である。

現場の入り口にあるカードリーダーにICカードをかざすことで現場への入場、退場を記録していた。日によってはICカードの処理を行っていないかもしれない。業務日報上、1日のうち何度も現場に出入りしている日もあるが、入場、退場それぞれ1回の記録のみが記録されている。

(4) 事業場作成集計表作成の基本的ルールについて

面接者から確認した事業場作成表の作成方法は以下のとおり。

残業の管理は残業申請書で行っていたが、面接者が各資料を突き合せたところ、残業申請が適正に行われていなかった疑いがあることが判明した。具体的には、残業申請書が提出されていないのに、業務日報では業務を行っている記録になっていたり、PCで業務を行っていたり、現場に入場していたりする記録が確認された。

このような状況から、残業申請書による労働時間管理は、被災労働者の労働実態を正しく反映していないと判断した。

「業務日報」は被災労働者自らがその当時に、記載し、提出していたものである。上司の営業課長が被災労働者の業務日報を確認したところ、被災労働者が行った業務、従事した時間数が詳細に記載され、当時の被災労働者が担当していた現場の情報とも概ね一致するものであったため、被災労働者の労働実態として信憑性が高いと評価し、業務日報の記録を労働時間評価の基礎として採用した。

「資材発注システムログ」は、被災労働者の ID、パスワードを入力してログインする社内システムであり、客観的に時刻が記録された記録であるため、資材発注システムにログインし、ログオフするまでの間は労働していたものと評価した。

「PC ログ」は、被災労働者の席に置いていたデスクトップパソコンのログイン、ログオフ記録であり、客観的に時刻が記録された記録であるため、パソコンを使用していた時間は仕事をしていたものと評価した。

「現場入場記録」は、複合施設建築現場の出入りの記録が客観的に記録されたものであり、現場に滞在していた時間は労働していたものと評価した。

ただし、業務日報では、現場で業務と記録されているものの、業務日報の記録より早く現場を退出しているような場合には、客観的な記録である現場入場記録を採用して評価した。この点、客観的な記録である資材発注システムログ、PC ログと業務日報の記録に齟齬がある場合も同様に客観的な時刻が記録されている資材発注システムログ、PC ログを採用して評価した。

夜間に工事を立ち会う場合等、業務日報上、日中の勤務の終了から夜間工事まで時間が空いている日について中抜けしていたと思われる時間は労働時間から控除した。

事業場では、夜間工事がある日の前後等、現場の状況に応じて、所定終業時刻前に業務を終了して仕事を離れることや翌日の始業時刻を遅らせることも認められていた。

以上から、事業場作成集計表の作成に当たっては、業務日報を基礎に被災労働者の労働時間を評価しつつ、業務日報とPC ログ、資材発注システムのログ、現場入場記録の間に齟齬がある場合については、客観的な記録であるPC ログ、資材発注システムのログ、現場入場記録の記録を採用し労働時間を評価した。

時間の端数処理は、15分未満を切り捨て、15分以上を30分に切り上げて（0～15分未満は0分、15分から30分未満は30分、30分から45分未満は30分、45分から60分未満は60分）計算した。